

## 「自転車乗車時のヘルメット着用促進川柳」募集要項

### 1 趣旨

奈良県では、自転車乗車中の交通事故による死亡や大けがをなくすため、道路交通法により努力義務となっている自転車乗車時のヘルメット着用を促進しており、県民の皆さまにより周知するため、啓発活動に広く活用できる川柳を募集します。

### 2 募集内容

自転車乗車時のヘルメット着用を促進する内容の川柳

なお、奈良を連想させるものを含んでいる良作には、加点があります。

### 3 使用目的

自転車乗車時のヘルメット着用を広く啓発するため、交通安全啓発のための印刷物や啓発物品、県ホームページやSNSで使用します。

### 4 応募資格

県内在住者または県内に通勤、通学している方

### 5 応募方法

奈良スーパーアプリの「自転車乗車時のヘルメット着用促進川柳」募集ページからご応募ください。

### 6 応募要領

- (1) 趣旨を踏まえた内容でご応募ください。
- (2) ご応募は一人二句までとしてください。三句以上ご応募された場合は、最初にご応募された作品二句を審査対象とします。
- (3) 作品は、自作、未発表のものとしてください。
- (4) 入賞作品の応募者は、作品とともに本名（氏名）またはペンネームを公表します。応募時に、どちらを公表するかを選んでください。

### 7 募集期間

令和7年1月10日（金）から令和7年2月28日（金）まで

### 8 選考および発表

#### (1) 選考方法

応募された作品は、審査会で選考し最優秀作品一句、優秀作品二句を選出します。

#### (2) 発表

令和7年4月4日に、県ホームページ等で発表するとともに、入賞作品応募者には直接通知します。

## 9 賞品

- (1) 最優秀賞 一句  
QUOカード 5千円分
- (2) 優秀賞 二句  
QUOカード 3千円分

## 10 注意事項

- (1) 入賞作品の著作権、商品化権、二次使用权、商標権その他一切の権利は奈良県に譲渡するものとします。
- (2) 応募作品の著作権、使用权にかかる問題が発生した場合は、全て応募者の責任となります。
- (3) 入賞した作品以外の応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、県は広報や報道機関への情報提供において自由に公表、使用できるものとします。
- (4) 応募作品は、提出後に修正することはできません。
- (5) 次に記載する応募は選考対象外となります。
  - ① 応募内容に不備または虚偽の記載があった場合
  - ② 応募内容の必須事項（氏名、住所、電話番号等）を記入していない場合
  - ③ 応募作品が次のいずれかに該当する場合
    - ・公序良俗に反する場合
    - ・すでに発表されているものと同一もしくは酷似している場合
    - ・第三者の知的財産権を侵害するおそれがある場合
    - ・法令または本募集事項に反する場合
  - ④ 奈良スーパーアプリ以外から応募した場合
- (6) 応募者の個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、入賞者への通知等、本事業の目的以外で使用することはありません。
- (7) 応募をもって本要項に同意いただいたものとみなします。

## 11 お問い合わせ先

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部県民暮らし課

電話：0742-27-8730

E-mail：anzen@office.pref.nara.lg.jp